

国の第4次食育推進基本計画の策定に係る埼玉県食育推進計画への影響について

埼玉県保健医療部健康長寿課

1 概要

- ・ 農林水産省所管の第3次食育推進基本計画については、令和2年度に実施期間が終了し、令和3年度から第4次食育推進基本計画が開始する。
- ・ 第4次食育推進基本計画の実施期間は、令和3年度から令和7年度までであり、その内容については令和3年3月中に決定する見込みである。

2 第4次計画において追加される国目標・目標値について

現行の15の目標・21の目標値に新たな目標・目標値の追加・見直しが行われ、16の目標・24の目標値に増加される予定である。

【追加される国目標】

- 栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数
- 食塩摂取量の平均値、野菜摂取量の平均値、果物摂取量100g未満の者の割合
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
- 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
- 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合

3 第4次計画において変更され、現行の県計画に影響のある目標について

現行の国目標

学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）



第4次計画における国目標

学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）で現状値（令和元年度）よりも維持・向上した都道府県の割合

現行の県計画（令和元年度～令和5年度）においても、現行の国目標に従い、「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」を食材数ベースでの指標としている。

4 県計画における対応

国の第4次計画から追加・変更される目標について、県計画においては、令和6年度以降の次期計画から反映することとしたい。

また、県指標のうち、現在食材数ベースとしている「学校給食における地場産物を使用する割合」については、令和3年度以降、国の調査項目に合わせるため金額ベースで調査を行う見込みである。これにより、当該指標の令和3年度以降の数値については「該当なし」となるため、令和3年度以降の進捗状況は、金額ベースの数値を参考値として示すこととしたい。